

(仮称) 荻窪五丁目公園の整備について

平成30年5月に国と契約を締結し、財産交換を行った旧あんさんぶる荻窪の屋上施設等(屋上庭園)について、国から開放に向けた提案を受け協議した結果、区が荻窪税務署の屋上施設等を借り受け、以下のとおり立体都市公園(仮称) 荻窪五丁目公園を整備することといたしましたので報告します。

1 (仮称) 荻窪五丁目公園の概要(別紙参照)

所在地： 杉並区荻窪五丁目15番13号(荻窪税務署屋上)

面積： 約754㎡

開園時間： 午前9時～午後5時(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～翌年1月3日は除く)

2 公園の整備における考え方

- (1) 屋上施設等を国から無償で使用貸借するため、都市公園として整備する。
- (2) 旧あんさんぶる荻窪には、環境教育を推進するための施設(環境情報館)が所在していたことから緑化施設が充実しているため、案内板や植栽等の最小限の費用で整備を行う。
- (3) 利用者等の安全対策として防犯カメラを設置する。
- (4) 利用者の公園までの円滑な移動を確保するため、建物内エレベーター2台のうち、屋上へ通じる1台を使用する。

3 維持管理に関する基本協定の締結

当該施設の維持・管理運営等について、東京国税局と、以下の役割分担等を基本とした協定をする。

公園施設の整備・維持管理費(安全対策含む)	区
建物内門扉、1階屋外門扉の開錠及び開閉	国

※公園維持管理等において発生した一切の事件・事故、苦情の対応は、国の瑕疵に起因するものを除き、区の責任において対応する。

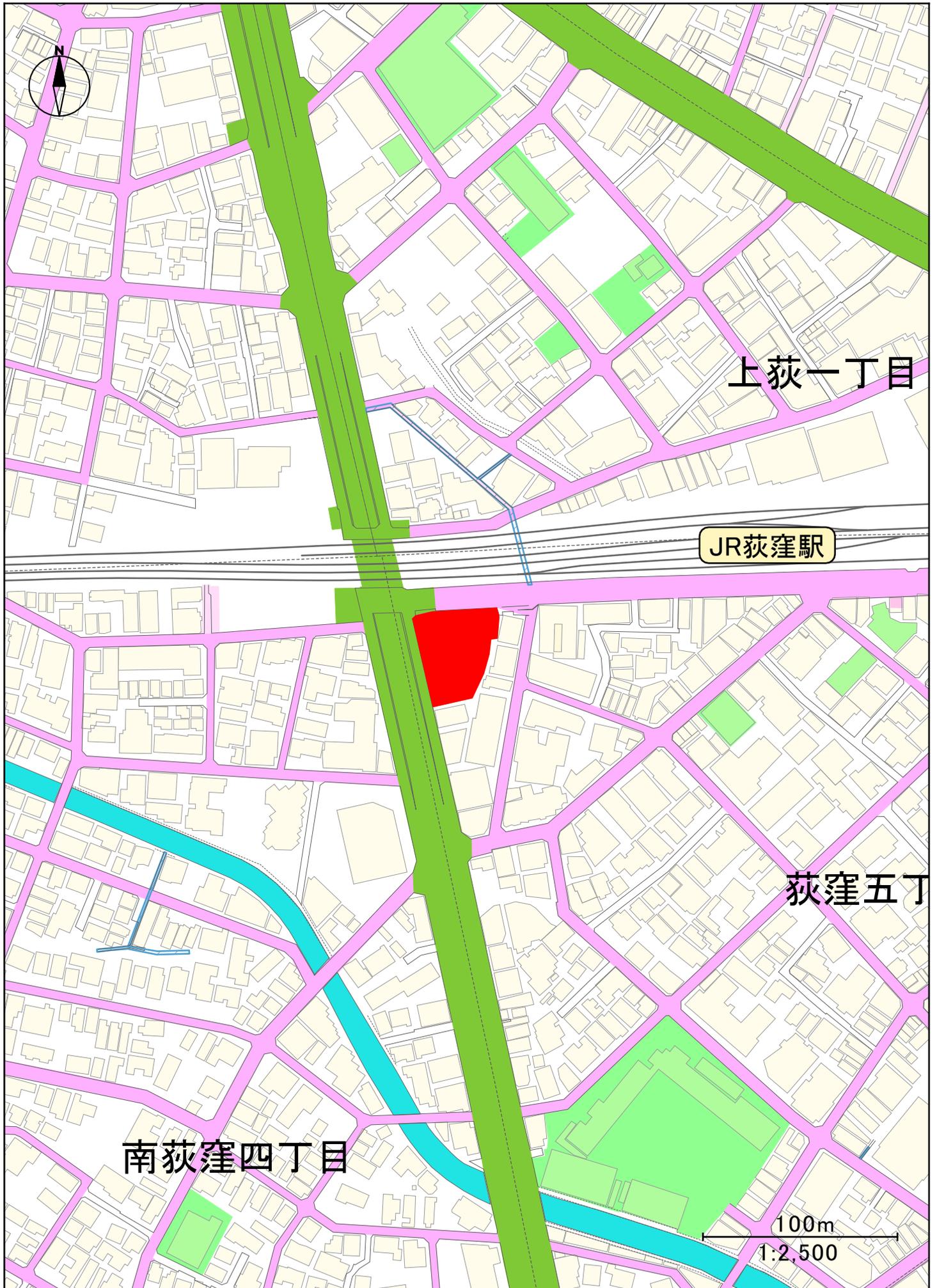
※エレベーターの維持管理等の詳細は別途協議し定める。

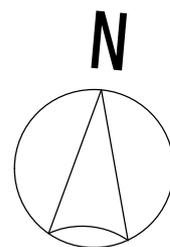
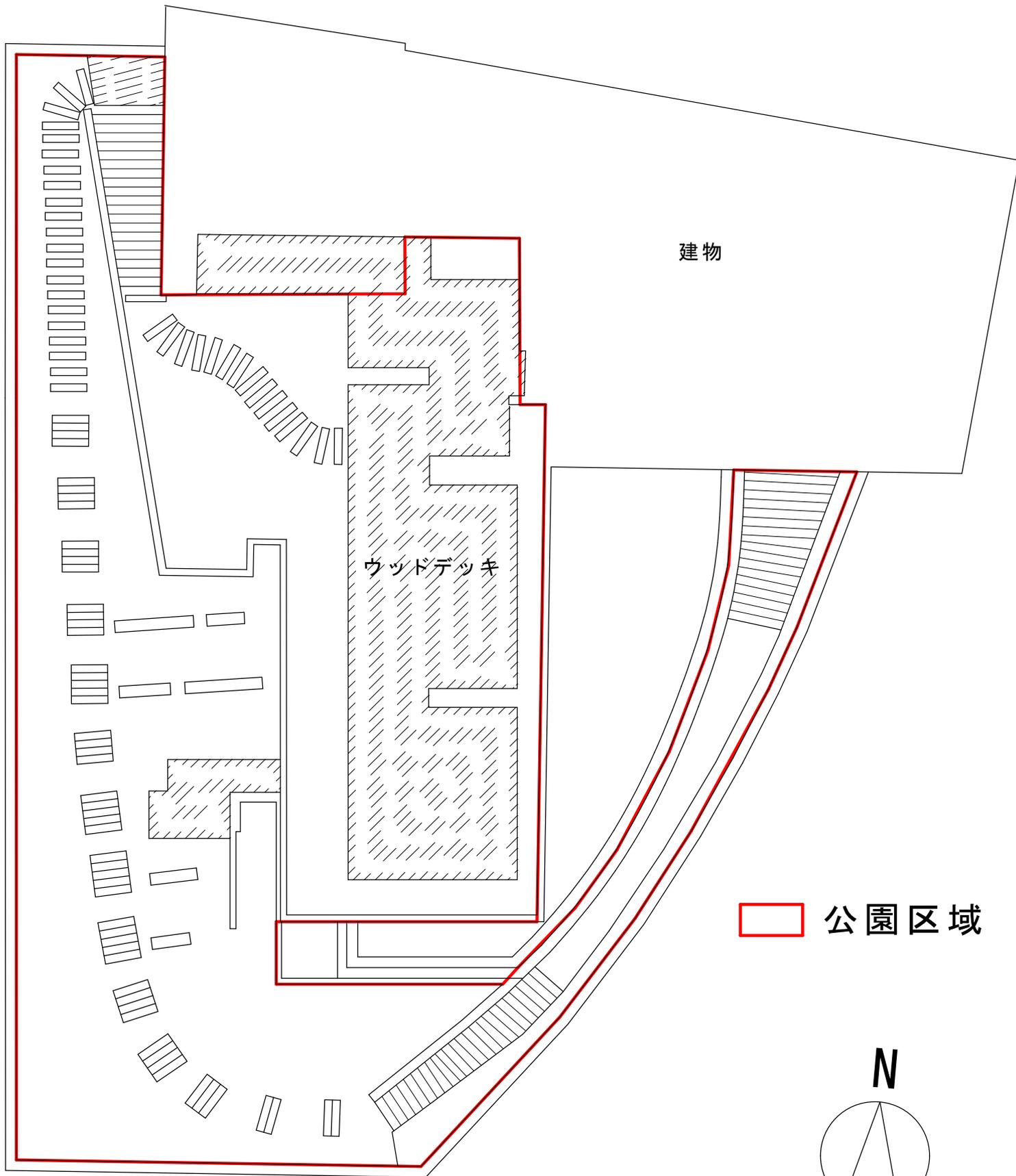
4 今後のスケジュール(予定)

令和元年度中 東京国税局と維持管理に関する基本協定締結

令和2年5月 公園整備工事

8月 公園開設





1/200